

横浜市民ギャラリー 第5期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	業務の基準	P.9	Ⅲ 文化事業 1-(2) 次世代育成の取組	この文章に、「子どもたちを主な対象にする舞台芸術鑑賞事業～」とありますが、舞台芸術ではなく、文化芸術事業または、美術鑑賞事業という理解で良いのでしょうか？	本件は、市民ギャラリーが実施する「文化事業」に分類されるものであり、特定の舞台芸術分野に限定する趣旨ではありません。横浜市民ギャラリーの指定管理業務における文化事業は、美術を中心とした幅広い文化芸術活動を対象としており、子どもを主な対象とした鑑賞体験の提供もその一環として位置づけています。したがって、当該事業については、舞台芸術に限定せず、「文化芸術事業」または「美術鑑賞事業」として理解いただいで構いません。
2	業務の基準	P.21	Ⅵ 施設管理 2-(4) 施設及び設備の維持保全及び修繕	現行の「横浜市民ギャラリー公募要項」5頁目では、「指定期間中に指定管理者が行う修繕の費用負担の合計金額が500万円（消費税及び地方消費税を除く。）を超える際は、責任の所在及び費用負担について、市と指定管理者の協議により決定するものとする。」と記載がありますが、次期指定管理期間においては期間中の修繕費合計金額が別途設けられるのかどうかお尋ねします。期間中合計金額が設けられない場合は、下記年間の合計金額の累計額である12,500千円までは指定管理者側で執行する可能性があるため、今期協議が必要となる合計金額である500万円の250%の金額となります。この場合、指定管理者としての年度予算への影響と累計金額が当団体の経営に与える影響について懸念があります。本改訂に伴う修繕費執行額の予算面での根拠をお示しいただけますと幸いです。	今回の公募要項（令和8年2月公表）では、年度ごとに修繕費の上限額を設定する方式（年間250万円）へ変更しています。この変更は、「指定管理者制度における実務手引き」において年度ごとに上限額を設けることを原則とするとされている方針に沿ったものです。また市内他施設との比較において、従来の年間60万円は低く、市全体の標準的な水準に合わせる必要があったことに加え、昨今の物価・人件費・建材費の高騰も背景にあります。なお、年間250万円という基準については、過去の修繕実績等を基に設定しています。
3	業務の基準	P.21	Ⅵ 施設管理 2-(7) 石綿（アスベスト）対策について	「自らの雇用する労働者が通常働く場所で吹付け石綿などが劣化し、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、その場所で労働者を働かせてはならない」と規定されています（「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」第10条第1項、第2項）日常的に目視すべき場所の特定と適法な点検方法についてお示しください。	横浜市民ギャラリーは昭和62年竣工の建物であり、アスベストの使用状況については既存資料および法定点検に基づき管理しています。現時点で、施設内には劣化・損傷した保温材等（耐火被覆材、屋根用折板断熱材、煙突用断熱材を含む）は確認されておらず、仮にアスベストが含まれていたとしても飛散する可能性は極めて低いと考えられます。ただし、保護材に破れが生じて保温材が露出した場合や、耐火被覆材が劣化した場合等には、繊維飛散のリスクが生じるため、指定管理者において日常巡視時の目視により劣化・損傷の有無を確認してください。もし保温材の露出や繊維の崩れなどの異常が認められた場合には、速やかに本市へ報告していただく必要があります。これらは、指定管理者が通常の管理業務として行う日常点検の範囲で実施し、異常発見時には市と連携して適切に対応する運用となっています。